

# 経費区分一覧表

区分	基準		説明
1 義務的経費 予算	(1) 人件費		①特別職報酬等（知事・副知事，議員，教育長，行政委員会委員に限る） ②職員給与費 ③退職手当等（退職手当，恩給及び退職年金，災害補償費） ④外郭団体等への派遣に係る県職員給与の負担相当額 ⑤産育休代替等臨時職員賃金 ※審議会等委員に係る報酬は除く
	(2) 扶助費		①扶助費（自立支援給付（措置）費，措置費負担金及び補助金を含む） ②就学奨励費
	(3) 公債費		①元利償還金 ②一時借入金利子 ③県債発行手数料 ④市場公募債満期一括償還に伴う積立金
	(4) 県税交付金等	法律等により，県の事務として執行すること及び算出方法が義務づけられている経費で任意に節減できない経費	①選挙執行経費 ②県税関係市町村交付金等 ③特別会計等に対する繰出金（繰出基準分，公債費分，公共事業分に限る） ④赴任旅費 ⑤国庫等返還金
2 一般的経費 予算  ※ 1及び3以外に区分される全ての経費で概ね右に掲げるようなもの	(1) 通常事業・経常的行政経費	業務委託費等 （債務負担行為等設定の有無により細区分）	①庁舎・事務機器等の各種保守・管理業務委託費 ②事務機器のリースに係る使用料等 ③指定管理者への施設管理運営委託費
		その他の経常的管理経費	①経常的な旅費・消耗品費・役員費等の管理事務経費 ②庁舎等に係る光熱水費，経常的な維持修繕に要する経費 ③各種審議会等の運営に要する経費（委員報酬を含む） ④経常的な講習会，研修会等に要する経費 ⑤経常的な試験研究に要する経費 ⑥常時啓発に係る選挙関係費 など
	(2) 通常事業・一般的行政経費	関係団体等への補助等 （人件費相当額の有無等により細区分）	①各種団体の運営費補助金 ②各種大会・事業費等補助・交付金（政策的なものを除く） ③各種団体への加入負担金（本県の任意的加入に係るもの）
		社会福祉施設運営経費等	①市町村・民間の社会福祉施設等に対する補助等で，義務的な経費に準ずるもの ②全国的団体等で，加入が義務的なものに係る会費負担金
		その他の一般的経費	①利子補給など債務負担行為に基づく経費 ②国勢調査等，周期的に実施する統計調査費 ③交際費，自動車購入費 ④裁量的経費以外の臨時的な経費（単発的な調査・研究等） ⑤その他の経常的経費以外の事務費
	(3) 通常事業・裁量的行政経費		(1)通常事業・経常的行政経費，(2)通常事業・一般的行政経費以外のもの
	(4) 重要な政策的判断を必要とする経費		①重点事業 ②「みやぎ発展税」充当事業 ③「みやぎ環境税」充当事業 ④1件当たり総事業費が10億円を超える県執行建物 ⑤県立学校施設・社会福祉施設・警察施設整備費 ⑥その他政策的な投資的経費（公共事業を除く県執行建物） ⑦私立学校助成費 ⑧義務的経費に該当しない積立金，出資金，貸付金，繰出金等 ⑨東日本大震災復興事業（公共事業以外） ⑩その他特に必要と認められる政策的経費
3 公共事業予算		①補助公共事業費 ②単独公共事業費（公共嵩上補助を含む） ③維持補修事業費 ④国直轄事業負担金 ⑤災害復旧事業費 ⑥復興公共事業費	